

障第1340号  
令和2年3月17日

各指定共同生活援助事業所 運営法人代表者 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

指定共同生活援助における夜間支援等体制加算算定について（依頼）

平素より、本県の障がい福祉の向上にご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

今般、指定共同生活援助における夜間支援等体制加算の算定について、岐阜県国民健康保険団体連合会から情報提供がありました。

つきましては、その内容について下記のとおり周知致しますので、ご確認いただき、適正な算定を図られますよう、お願い申し上げます。

記

【 疑義事項 】

- ・夜間支援等体制加算について、以下の①又は②のいずれかの場合は算定が可能か。
  - ①外泊初日の夜間及び深夜の時間帯（例：午後10時から午後12時）の間に外泊先に出発した場合（例：午後11時に出発）
  - ②夜間及び深夜の時間帯（例：午前0時から午前5時）の間に外泊先から戻った場合（例：午前4時に戻った）
- ※ 例の事業所の夜間及び深夜の時間帯は、午後10時から翌日午前5時までであり、①、②の場合とも1時間の夜間支援を受けることとなるため、厚生労働省の見解を確認した。

【 厚生労働省見解 】

- ・報酬告示第15-1の5及び留意事項通知第2の3-(8) -⑧明示において、支援の必要な時間帯として、「夜間及び深夜の時間帯を通じ」とされており、留意事項通知においては、「1日の活動の終了時刻から開始時刻まで」とされていることから、夜から朝までを一括りで考えると解するのが妥当であるため、算定不可。

【 今後の対応 】

- ・令和2年4月サービス提供分より、審査において上記事項に該当するような請求があった場合、返戻の対象とします。それ以前（令和2年3月サービス提供分以前）の請求については、過誤調整等の必要はありません。また、提供実績記録表には外泊初日も外泊戻りも全て「外泊」と表記されてしまうため、備考欄等に外泊初日・戻りが分かるような記載をする等のご協力をお願いします。（提供実績記録表で確認できない場合、電話にて問い合わせすることがあります。）

## 夜間支援等体制加算算定について

## ＜報酬告示より＞（抜粋）

イ、ロ）指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

ハ）指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

## ＜留意事項通知より＞夜間支援等体制加算の取り扱いについて[第2の3- (8) -⑧]

## ・イ夜間支援等体制加算（Ⅰ）

指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯（指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに利用者の生活スタイルに応じて、1日の活動終了時刻から開始時刻まで（午後10時から翌日午前5時までの間は最低限含むものとする。））を基本として、設定するものとする。以下この⑧において同じ）を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合に算定。

## ・ロ夜間支援等体制加算（Ⅱ）

指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合に算定。

## ・ハ夜間支援等体制加算（Ⅲ）

指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、必要な防災体制又は利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保しているものとして都道府県知事が認める場合に算定。

## 【厚労省Q&amp;Aより】

「平成26年度障害福祉サービス等制度改正に関するQ&A（平成26年4月9日）」

問21 夜間支援等体制加算について、利用者が昼間に実家へ帰省し、夜間不在の場合も算定できるか。  
答)

○ 夜間及び深夜の時間帯において、利用者の不在により、夜間及び深夜の時間帯における支援が実施されていない場合には、夜間支援等体制加算は算定できない。

## 【外泊初日等における夜間支援等体制加算算定に対する厚生労働省見解】（令和2年1月21日）

Q. 夜間支援等体制加算について、以下の①又は②のいずれかの場合は算定が可能か。

①外泊初日の夜間及び深夜の時間帯（例：午後10時から午後12時）の間に外泊先に出発した場合  
（例：午後11時に出発）

②夜間及び深夜の時間帯（例：午前0時から午前5時）の間に外泊先から戻った場合  
（例：午前4時に戻った）

A. 報酬告示第15-1の5及び留意事項通知第2の3-(8)-⑧に明示において、支援の必要な時間帯として、「夜間及び深夜の時間帯を通じ」とされており、留意事項通知においては、「1日の活動の終了時刻から開始時刻まで」とされていることから、夜から朝までを一括りで考えると解するのが妥当であるため、算定不可。（※補足上記記載の「夜から朝までを一括りで考える」というのは、あくまでも外泊初日の夜～翌朝のことを指すのであり、外泊当日の朝～夜を指すものではない。）

## 【算定誤りのイメージ】

日付	サービス提供の状況	夜間支援等 体制加算	備考欄（例）
1		1	
2	外泊（外泊初日）	1	18:00実家帰省
3	外泊（外泊戻り）	1	9:00GH戻り
4		1	
5	外泊（外泊初日）	1	23:00実家帰省
6	外泊		
7	外泊（外泊戻り）	1	9:00GH戻り
8		1	
9	外泊（外泊初日）	1	17:00実家帰省
10	外泊（外泊戻り）	1	9:30GH戻り
11	外泊（外泊初日）	1	22:00実家帰省
12	外泊		
13	外泊		
14	外泊	1	15日4:00GH戻り分
15	外泊（外泊戻り）	1	4:00GH戻り
16	外泊（外泊初日）	1	18:00実家帰省
17	外泊（外泊戻り）	1	9:30GH戻り
18		1	

□・・・外泊初日等に夜間支援等体制加算算定不可  
→算定誤り

所属	岐阜県 障害福祉課 事業所指導係		
係長	奥 村	担当	信 田
電話	058-272-1111 内 2686		
FAX	058-278-2643		
E-mail	<a href="mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp">c11226@pref.gifu.lg.jp</a>		